

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、獣医師として勤務していた。

請求人によると、被災者は、平成〇年〇月頃から、職場でのいじめや嫌がらせ、上司によるトラブル及び長時間労働等が原因で食欲不振、頭痛、吐き気、動悸、不安感などの症状が出現したという。その後、被災者は、同年〇月〇日D心療内科に受診したところ「うつ病」と診断された。

被災者は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、自宅において縊死しているところを請求人に発見された。死体検案書には、死亡日時として「平成〇年〇月〇日午後〇時推定」、直接死因として「縊死」と記載されている。

請求人は、被災者は長時間労働に加えて、職場における人間関係等によりうつ病を発病し、自殺に至ったものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者に発病した精神障害及びその死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会（精神障害等専門部会）の意見書によると、被災者は、平成〇年〇月〇日中旬頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したとされている。当審査会としても、被災者の症状の経緯及び医証等から、これを妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

(4) 認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(5) 「特別な出来事以外」について

ア 請求人らは、被災者の上司（先輩）にあたるE獣医が被災者に対し行った

言動は、業務指導の範囲を超えたひどい嫌がらせ、いじめに当たる旨主張する。

この点、被災者の姉によると、被災者は生前、E獣医に「絶え間なく1つ1つの行動をチェックされていて、少しのミスでも激しく怒られるため、常に監視されているように感じ、変になりそうだ。」と訴えていたということであるが、E獣医は、「被災者は大学の後輩であるし、先輩として指導していた。」と述べている。また、その他の職場関係者の申述をみても、Fは、E獣医はよく被災者に仕事や雑用を頼んでおり、E獣医から面倒をみられて被災者をうらやましく思っていたと述べ、Gも、E獣医は、仕事以外で怒ることはなく、間違っただけとも言っていないと述べていることなどからみて、E獣医が被災者に対して行った言動は、客観的には、認定基準別表1の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」には該当せず、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみても、客観的にはトラブルとはいえない業務指導の範囲内である指導を受けたに過ぎないため、当該出来事の業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 労働時間について

請求人らは、被災者の労働時間について、具体的に上記2(1)の①～⑤に記載のとおり主張するため、以下、検討する。

(ア) 被災者の昼休憩の時間

請求人らは、被災者の労働実態を踏まえると、被災者の昼休憩の時間は30分とみるのが妥当であると主張する。

「会社に勤務していた者に対するアンケート」及び「追加提出資料」によると、看護師のHは、「午前中の診療が長引くと(10分～15分程度)本当にさっと食べる時間しかない時もありました。先生達はオペが何件も入っている日は、夕方頃まで食べられないことも多々ありました。」、同僚のIは、「昼休みは12時から14時までですが、12時に終わることはほぼなく、(中略)他の人の検査や処理やオペを手伝うため、特に勤めはじめて1～2年目の先生は(昼)休みが短かったと思います。」、同僚のJは、「新人の先生たちは(昼休みは)ほぼないと思います。」と記載しており、被災者の昼休憩の時間は相当短かったことがうかがえる。この点、監督署

長は被災者の昼休憩の時間を1時間と認定しているところであるが、上記アンケートに回答した会社関係者7名のうち4名が、質問項目「病院の昼休みの平均時間に該当するもの」に対して、30分程度と回答していることからみて、当審査会は、請求人らの主張のとおり、被災者の昼休憩は30分とみるのが妥当であると判断する。

(イ) CT研修

請求人らは、当該CT研修は複数の病院の出資により組織されたKにそれぞれの病院から獣医師が派遣されて撮影を行うもので、被災者は病院から当該研修を命じられたとみるべきであると述べ、勤務時間の2時間に加え、撮影所でのCT研修の後移動し、社用車を車庫に戻して車庫を離れるまでの時間も含めて労働時間に算入すべきである旨主張する。

この点、監督署長は、当該CT研修は業務命令によるものではなく、二重就業であるとし、移動時間を除く研修時間2時間のみを労働時間に当たるとみている。

しかし、院長は、「(当該研修は、)自分のスキルアップのため、外部の会社と雇用契約を結びに行くものです。私は被災者本人が申し出てきて、許可をしました。」と述べる一方、被災者が当該研修に遅れずに済むよう勤務時間に配慮を行うと同時に、会社の車を使って当該研修に向かうのを黙認しており、こうした状況等に鑑みると、実態としては、当該研修は会社からの業務命令に準じるものと推認され、当該CT研修の時間2時間に加え、移動時間(1時間半程度)も被災者の労働時間に該当するとみるのが妥当であると判断する。

(ウ) 夜間業務

請求人らは、睡眠時間を除く全ての時間が労働時間に当たるとみるべきである旨主張する。

一方、監督署長は、夜勤該当日については、被災者のラインのやりとりや夜勤管理表を基に、労働時間を算出している。

監督署長は、上記認定に当たって、夜勤当日に患者を診察した回数をカウントし、1回1時間と平均化して被災者の夜勤の際の労働時間を算定している。監督署長の認定した労働時間は、被災者の労働実態を反映したものとなっていると考えられ、当審査会も、監督署長の当該判断は妥当であ

ると判断する。

なお、当審査会において、一件記録を改めて精査するも、夜間業務については監督署長が認定した労働時間数を超える労働時間は確認できなかった。

(エ) エコー検査技術研修及び社員旅行

請求人らは、エコー検査技術研修の受講時間及び社員旅行の参加時間は被災者の労働時間として算定すべきである旨主張する。しかし、会社関係者らの申述及び「会社に勤務していた者に対するアンケート」から、エコー検査技術研修と社員旅行への参加は、被災者の自主的な判断に委ねられていたとみるのが妥当であるから、被災者の労働時間に含むと解することはできない。

ウ 以上より、当審査会において、監督署長の認定した労働時間のうち、昼休憩の時間を30分に修正するとともに、CT研修に係る移動時間（1時間半程度）を加え、改めて被災者の労働時間を算定すると、被災者の時間外労働時間数は、発病前1か月目103時間程度、発病前2か月目106時間程度、発病前3か月目98時間10分程度となる。

エ また、請求人らは、会社の労働時間の管理について、タイムカードの打刻は出勤時のみで、退勤時の打刻は禁じられており、その経営実態は365日24時間営業であったと述べる。この点、Gは、「時間管理は、タイムカードがありましたが、みんな朝に出勤した時にしか押していません。私も入社以来、朝しか押していませんでした。帰りにタイムカードを押さない理由は、残業をしてもカウントされなく残業代が支払われないからです。いわばサービス残業です。暗黙の了解で私以外のみんなも同じでした。」と述べ、他の会社関係者も同様の申述をしていることからみて、会社による労働者の労働時間の管理は妥当性を著しく欠くものであったと言わざるを得ない。こうした杜撰な労務管理の中、被災者は、夜勤やCT研修など不規則な労働に従事していたものと考えられる。

オ したがって、被災者には、本件疾病発病前おおむね6か月間において認定基準別表1の具体的出来事16「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」に該当する出来事があり、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるところ、「強」となる例である発病直前の連続した3か月に、1か月当たり

おおむね100時間以上の時間外労働を行い、かつ、その業務が通常その程度の労働時間を要するものであったと認められることから、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「強」と判断する。

(6) 以上のことから、当審査会は、請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷の全体評価は「強」と判断する。

(7) 被災者の業務以外の心理的負荷については、特記すべき事項は認められず、
個体側要因についても特段の問題は認められない。

3 以上のとおりであるから、被災者の本件疾病の発病は、業務による強度の心理的負荷によるものと認められ、被災者の自殺は、本件疾病によって正常の認識、行為選択能力、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥っていたこととするものと推定されることとあり、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。